

令和3年1月18日

幸田町文化振興協会

「緊急事態宣言」発出に伴う対応についてのご案内

新型コロナウイルス感染症拡大により、愛知県にも緊急事態宣言が発出されました。生活に必要な場合を除き、外出自粛の要請がありましたので、2月7日(日)ご利用分までの新規申請受付を中止させていただきます。ご不便をおかけしますがご了承ください。既に受付をしている予約については利用可能ですが、緊急事態宣言においても不要不急の外出自粛をお願いしているところですので、今一度利用についてご検討ください。特に夜間20時以降の利用については自粛していただきますようお願いいたします。

会館主催事業につきましては、感染症対策を徹底のうえ予定どおり開催いたしますので、あわせてご案内させていただきます。緊急事態宣言期間中、幸田町文化振興協会主催事業の入場券をお持ちのお客様で、自治体からの呼びかけを受け、ご来場の取りやめを希望されるお客様につきましては、チケット料金の払い戻しを承りますので、主催者までご連絡ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大や行政機関からの案内などにより、適宜見直すことといたしますので、ご利用、ご来場を予定されている方は、幸田町民会館ウェブサイトをご確認いただきますようお願い申し上げます。

皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※関連の事務連絡につきましては、下記ページをご覧ください。

【愛知県】

「緊急事態宣言」発出にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ

https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/325556_1275461_misc.pdf

【文化庁】

1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき行われた「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」について

<https://www.zenkoubun.jp/info/2021/pdf/0108afca.pdf>

【公益社団法人全国公立文化施設協会】

緊急事態宣言に伴う劇場音楽堂等の規制について

<https://www.zenkoubun.jp/info/2021/pdf/0113info.pdf>

お問合せ 幸田町民会館 0564-63-1111